

コカ・コーラの瓶の立体的形状は、商標法3条2項により登録を受けることができるものと解すべきであると判断した事案。

【裁判所の判断】

(1) 商標法3条1項3号該当性について

裁判所は、本願商標の立体的形状は、コーラ飲料の容器の機能又は美感を効果的に高めるために採用されるものと認められ、また、コーラ飲料の容器の形状として、需要者において予測可能な範囲内のものというべきであるから、本願商標が商標法3条1項3号に該当するとした審決の判断に誤りはない、と判断した。

(2) 商標法3条2項該当性について

裁判所は、本願商標の特徴的形状を用いた原告商品は、昭和32年に我が国での販売が開始されて以来、驚異的な販売実績を残し、その形状を変更することなく、長期間にわたり販売が続けられ、その形状の特徴を印象付ける広告宣伝が積み重ねられたため、遅くとも審決時までは、原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品とを区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当である、と判断した。

その他の事項として、裁判所は、原告商品の立体的形状について蓄積された自他商品識別力は、極めて強いというべきであるから、原告商品に「Coca-Cola」などの表示が付されている点が、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上で障害になるというべきではない、と判断した。さらに、裁判所は、本願商標と原告商品の口部形状における相違について、当該形状は、需要者が商品を識別する対象とはなり得ないというべきであるから、そもそも、本願商標の特徴的な部分ということではできず、さらに、原告商品の立体的形状について蓄積された自他商品識別力は極めて強いというべきであるから、原告商品の口部の相違が、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上で障害となるというべきではない、と判断した。

以上

《本願商標》



(弁理士 大橋 啓輔)